

☆ 第9次奈良県交通安全計画の概要

- ◆ 計画期間 平成23年度から平成27年度までの5年間
- ◆ 基本的考え方
 - 真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、県民の安全と安心を確保していくことが極めて重要であり、交通安全の確保はその重要な要素
 - 高齢者、障害者及び子ども等の交通弱者に配慮し、**人優先の交通安全思想を基本**とし、あらゆる施策を推進
 - 交通社会を構成する「**人間**」・「**交通機関**」・「**交通環境**」の三要素相互の関連を考慮しながら施策を強力に推進

第1章 道路交通の安全

◎ 道路交通の安全についての目標

交通事故死者数をゼロにする検討を行い、また、交通事故総量を減少させるための積極的な取り組みを行い、

- 平成27年までに、交通事故死者数を限りなくゼロに近づける（30人以下を目途）
- 平成27年までに、年間の死傷者数を6,400人以下に減少させる

◎ 道路交通の安全についての対策

1 今後の道路交通安全対策を考える視点

① 高齢者及び子どもの安全確保

- ・ 本県は高齢者の死者の占める割合が高いこと、今後も高齢化が急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全に安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要であり、その際には、多様な高齢者の実像を踏まえ、きめ細かな総合的な交通安全対策を推進し、交通モードによる相違（歩行、自転車等利用、自動車運転）に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築すべきである
- ・ 安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、子どもを交通事故から守る対策が一層求められ、安全を確保する観点から、通学路等において歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進する必要がある 等

② 歩行者及び自転車の安全確保

- ・ 第8次の計画期間中の全死者数に占める歩行者の死者数は、概ね30%程度で、そのうちの80%近くが高齢者であり、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められる
- ・ 自転車に関連する交通事故の比率は概ね14～16%の間で推移し、死者数については8%台～15%台であり、自動車と衝突した場合、身体に対する直接的な被害が大きく、死亡や重傷となり大きなダメージを負う一面と、近年、特に歩行者と衝突して加害者となるケースが増加しており、それぞれの面からの対策を講じる必要がある 等

③ 生活道路及び幹線道路における安全確保

- ・ 幹線道路での交通死亡事故の発生が約60%程度あり、生活道路では、歩行者・自転車利用者の死者数、死傷者数の割合が高い
- ・ 生活道路において自動車の速度抑制を図るための道路交通環境整備、交通指導取締りの強化、安全な走行の普及等対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進する等総合的な対策を一層推進する必要がある
- ・ 幹線道路では、データ等に基づく「成果を上げるマネジメント」を導入し、
 - ① 事故データや地域住民等からの指摘等により集中的に対策を講じるべき事故発生の危険性の高い特定の区間を明確化し、
 - ② 蓄積した効果データを活用し、地域住民への注意喚起や事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施し、
 - ③ 対策完了後の効果を評価し、評価結果を次の新たな対策の検討に反映する
 といった「事故ゼロプラン」に取り組むなど交通安全対策の効果の更なる向上を図る必要がある 等

2 講じようとする施策

① 道路交通環境の整備

- 子どもを事故から守り、高齢者や障害者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図る
 - 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・ 「あんしん歩行エリア」の形成等による交通安全対策の推進
 - ・ バリアフリー化を始めとする歩行空間等の整備
 - 幹線道路における交通安全対策の推進
 - ・ 「奈良県みんなで作る交通安全対策プラン」の推進
 - ・ 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進
 - ・ 事故危険箇所対策の推進
 - ・ 高規格幹線道路から居住地域内に至るネットワークの体系的な整備等により、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る
 - 自転車利用環境の総合整備
 - ・ 安全で快適な自転車利用環境の創出
 - ・ 自転車等の駐車対策の推進
 - ・ 「奈良県自転車利用促進計画」の推進 など

② 交通安全思想の普及徹底

- 幼児から高齢者に至るまで段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢者自身の交通安全意識の向上を図る
 - 高齢者に対する交通安全教育の推進
 - 交通安全運動の推進
 - ・ 交通安全運動の目標として、交通事故死者数を限りなくゼロに近づけること等を掲げ、県民総ぐるみ運動として展開
 - 自転車の安全利用の推進
 - すべての座席におけるシートベルト等の正しい着用の徹底
 - 反射材用品等の普及促進 など

③ 安全運転の確保

- 運転者教育等の充実に努めるほか、情報通信技術（IT）等を活用した道路交通に関連する総合的な情報提供の充実及び自動車運送事業者の安全対策の充実
 - 高齢運転者対策の充実
 - 安全運転管理の推進
 - 映像記録型ドライブレコーダーの普及促進 など

④ 車両の安全性の確保

- 先進技術の活用等により事故を未然に防止する予防安全対策を充実させる
 - 先進安全自動車の開発・普及の促進
 - 自動車の点検整備の充実 など

⑤ 道路交通秩序の維持

- 死亡事故等重大事故に直結する違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する
 - 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化
 - 自転車利用者に対する指導取締りの推進 など

⑥ 救助・救急活動の充実

- 救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る
 - 自動体外式除細動器の使用を含めた心肺蘇生等の応急手当の普及啓発活動の推進
 - 現場急行支援システムの整備、緊急通報システムの整備 など

⑦ 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

- 犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する
 - 損害賠償請求の援助活動等の強化 など

第2章 鉄道交通の安全

◎ 鉄道交通の安全についての目標

- 乗客の死者数ゼロの継続することを目指す
- 運転事故全体の死者数の減少を目指す

◎ 鉄道交通の安全についての対策

1 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

鉄道の運転事故が長期的には減少傾向にあり、これまでの交通安全基本計画に基づく施策には一定の効果が認められる。しかしながら、県下においても年十数件の運転事故が発生しており、その死者数が近年は下げ止まりの傾向があることから、一層安全で安定した鉄道輸送を目指し、

① 重大な列車事故の未然防止

② 利用者等の関係する事故の防止

をするため、効果的な対策を講ずるべく、総合的な視点から施策を推進していく

2 講じようとする施策

① 鉄道交通環境の整備

鉄道施設について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要があり、運転保安設備の整備等を推進する

- 運転保安設備の整備（速度制限機能付きATS、運転士異常時列車停止装置等） など

② 鉄道交通の安全に関する知識の普及

- 安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等への安全に関する知識を分かりやすく適確に提供 など

③ 鉄道の安全な運行の確保

重大な列車事故を未然に防止する

- 運転士の資質の保持
- リスク情報の分析・活用
- 気象情報等の充実
- 鉄道事業者に対する保安監査等の実施
- 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 など

④ 鉄道車両の安全性の確保

- 科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す
- 事故発生時における乗客、乗務員の被害軽減のための方策や、鉄道車両の電子機器等の誤動作防止のための方策の検討を行い、その活用を図る など

⑤ 救助・救急活動の充実

- 主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進する など

⑥ 被害者支援の推進

- 被害者団体等の参画を得ながら、交通事故被害者等支援の内容、事業者・自治体等の関係機関における役割分担のあり方、交通事故被害者等への一元的な窓口機能のあり方等について検討 など

⑦ 鉄道事故等の原因究明と再発防止

- 鉄道事故及び鉄道事故の兆候の原因究明調査を迅速かつ適確に行うため、調査を担当する職員に対する専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図る
- 各種調査用機器の活用により分析能力の向上に努め、鉄道事故の防止に寄与する など

第3章 踏切道における交通の安全

◎ 踏切道における交通の安全についての目標

- 平成27年までに踏切事故件数を平成22年と比較して約1割削減することを目指す

◎ 踏切道における交通安全の対策

1 踏切道における交通安全対策を考える視点

開かずの踏切への対策等、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、高齢者、障害者、子ども等の交通弱者への配慮を行い、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進する

2 講じようとする施策

① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

- 開かずの踏切等における構造改良等による「速効対策」と立体交差化の「抜本対策」との両輪による総合的な対策を促進する など

② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

- 踏切道の利用状況・幅員、交通規制の実施状況を勘案し、踏切遮断機の整備を行う
- 警報時間制御装置の整備を進め、踏切遮断時間を短くする
- 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施 など

③ 踏切道の統廃合の促進

- 地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものは、統廃合を進めるとともに、近接踏切道以外についても同様に統廃合を促進する など

④ その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

- 踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置
- 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底 など